

議案第 5 9 号

岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に改め、同条第4項中「退職し、若しくは失職し」を「退職し」に改める。

第20条の2第2号中「職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を「職員」に改め、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に改め、同条第2項第1号中「退職し、若しくは失職し」を「退職し」に改める。

第26条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に、「退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。